

地方自治体における業務プロセス・システムの標準化
及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会
2019年3月5日

LGWAN-ASPサービスとセキュリティ・ プライバシー・個人情報保護

筑波大学図書館情報メディア系
准教授 石井 夏生利

本日の内容

- LGWAN-ASPサービスを利用する際の注意点
- ディープラーニング(AI)を活用する場合の注意点

論点整理

- 個人番号利用事務系業務(既存住基、税、社会保障)におけるLGWAN-ASP接続、パブリッククラウドの活用
 - ✓セキュリティポリシー
- LGWAN接続系業務(人事給与、庶務、文書管理)におけるLGWAN-ASP接続、パブリッククラウドの活用

対象情報、接続方法 ← プライバシー、個人情報、セキュリティ

用語の整理

- セキュリティ：情報セキュリティ(機密性、完全性、可用性)
 - 不正アクセスや情報漏えいによって侵害
 - 個人に関する情報に限られない。
- プライバシー：他人に知られたくない私的領域や私的情報の保護、自己情報コントロール権の保障
 - 住基ネットシステム最高裁判決(平成20年3月6日)、マイナンバー違憲訴訟
 - AIと「プロファイリング」
- 個人情報保護：個人情報保護に関する法令の遵守
 - 地方公共団体の個人情報保護条例

基本的考え方①：セキュリティ

- 新たな技術やサービスを用いたとしても、従来ルールが変わるわけではない。
- LGWANのセキュリティが担保されているのであれば、ASPを使うこと自体ではセキュリティレベルに大きな影響はないのではないか。
- パブリッククラウド(インターネット接続)を利用する場合は、セキュリティへの一層の配慮が必要になるのではないか。

基本的考え方②：プライバシー

- 「プライバシー」や「個人情報」は、生データであるか否かとは無関係。
- 一般的には、生データの方が公開されることによる心理的な負担や不安は大きいのではないか(プライバシー性は高いのではないか)。
- LGWAN-ASPを使うこと自体がプライバシー侵害をもたらすわけではないのではないか。パブリッククラウド(インターネット接続)を用いる場合は保護レベルの低下を防ぐ措置が必要ではないか。
✓参考：住基ネットシステム最高裁判決(平成20年3月6日)
- 「プロファイリング」がプライバシーの新たな側面として議論されている。

住民基本台帳ネットワークシステムの安全性について ～平成20年3月6日最高裁判決より～

技術上の安全性について

本人確認情報の漏えい防止等の安全確保の措置として、技術的側面では、住基ネットシステムの構成機器等について相当嚴重なセキュリティ対策が講じられ、人的側面でも、人事管理、研修及び教育等種々の制度や運用基準が定められて実施されており、現時点において、住基ネットのセキュリティが不備なため本人確認情報に不当にアクセスされるなどして**本人確認情報が漏えいする具体的な危険はない。**

法制度上の安全性について

以下の事実に照らし、本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して**第三者に開示又は公表される具体的な危険性はない。**

- 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われていること
- 受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- 住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、地方公共団体情報システム機構に本人確認情報保護委員会設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

総務省ウェブサイトより(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgyousei/daityo/05_judgment.html)

マイナンバー訴訟

訴訟の概要

本件は、原告らが、マイナンバー制度の施行により、憲法13条で保障されたプライバシー権(自己情報コントロール権)が侵害されると主張して、国に対し、(1)プライバシー権に基づく妨害排除及び妨害予防請求として、原告らの個人番号の収集・保存・利用及び提供の禁止並びに削除を求めるとともに、(2)国家賠償法に基づき損害賠償(1人当たり11万円)を求めている事案です。

国側の主張

国は、マイナンバー制度に基づく個人番号の収集等は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものとは認められず、憲法13条により保障された個人の自由を侵害するものではなく、また、原告らに係る個人番号の収集等は、番号利用法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の規定に基づいて適法に行われるものであるから、いずれの請求にも理由がないと主張しています。

係属裁判所

東京地方裁判所, 横浜地方裁判所, 新潟地方裁判所, 大阪地方裁判所, 名古屋地方裁判所, 金沢地方裁判所, 福岡地方裁判所, 仙台地方裁判所(平成30年1月31日現在)

法務省ウェブサイトより

(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00059.html)

「プロファイリング」：EU一般データ保護規則(GDPR)

「自然人に関するある一定の個人的な側面を評価するために、特に、当該自然人の業績、経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、位置又は移動に関連する側面を分析し又は予測するために、個人データの利用から構成されるあらゆる形態による個人データの自動的な取扱いをいう」(第4条4項)。

AI技術を用いたデータ処理によって、

- 予想外のデータが生成される(特に機微データ)。
- 本人の望まない判断が下される。

プロファイリングに関する主な規制

- 第21条 異議申立権
 - ✓「プロファイリング」という取扱いに異議を唱える。
- 第22条
 - ✓自動処理のみによる決定：法的効果又は類似の効果を有する決定に服さない。
- 第12条～第14条 透明性
 - ✓説明責任

透明性(第12条～第14条)

- プロファイリングを含む、自動処理による個人に関する決定の存在
- 関連する論理についての意味ある情報←どのような判断材料を使って、どのように判断したのか。
- 当該取扱いがデータ主体に与える結果の重大性及び予測される結果

第22条(自動処理決定)の適用場面

- 法的効果：契約のキャンセル、児童手当又は住宅手当など、法が付与する特定の社会福祉の資格を与えられ又は拒否される、入国又は市民権の拒否など。
- 類似の効果：典型例は、オンラインクレジット申請の自動拒否やオンライン採用、オンライン保険。医療サービスや大学入学に影響を与える決定など。

対住民：説明責任、オプトアウト、苦情対応

*プロファイリングに該当する事例ではないが、AIを使ったケアプランの作成・提案について本人と家族に説明し、苦情があれば対応し、AIのケアプラン提案を懸念する利用者には使わないなどの配慮。

基本的考え方③：個人情報保護

- 事務の届出、収集制限、目的の明確化、目的外利用、提供の制限、適正管理など。
- LGWAN-ASPの利用、パブリッククラウド利用(インターネット接続)との関係では、主にオンライン結合が問題となる。
 - ✓個人番号利用事務系で用いる情報
 - ✓LGWAN接続系で用いる情報
- オンライン結合を見直すとしても、情報の性質、LGWANとパブリッククラウドの**リスクの違い**は意識されているか。
- オンライン「結合」概念：随時入手し得る状態
 - ✓帳票をLGWAN-ASPのAI-OCRで読む場合？
 - ✓介護認定調査の調査員の音声をLGWAN-ASPのAIで読む場合？
- 用途の検討：**教育、医療介護、福祉(公益性 v. 機微性)+行政サービスの効率化**

条例の規定例：オンライン結合制限①

- 千葉市個人情報保護条例

- ✓ 第10条3項「実施機関は、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。」

条例の規定例：オンライン結合制限②

- 町田市個人情報保護条例

- ✓ 第17条1項「実施機関は、コンピュータ処理等により保有個人情報を市の機関以外のものへ提供し、又は市の機関以外のものと結合してはならない。」

- ✓ 第17条2項「実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、市の機関以外のものへ提供し、又は市の機関以外のものと結合することができる。」

条例の規定例：オンライン結合制限③

- 豊橋市個人情報保護条例

- ✓ 第11条1項「実施機関は、法令等に基づく場合を除き、実施機関以外の者に対して、通信回線を用いた電子計算機の結合（次項及び第3項において「電子計算機の結合」という。）により、個人情報を提供してはならない。」

- ✓ 第11条2項「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子計算機の結合により個人情報を提供することができる。

- (1) 他の実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に対して提供するとき。

- (2) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が害されないよう必要な措置が講じられていると実施機関が認めるとき。」

- ✓ 第11条3項 略